月　　　日

無人航空機の飛行に関する調整依頼書

北海道エアポート株式会社

旭川空港事業所長　　あて

　　　　　氏名又は名称

及び住所

並びに法人の場合は代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　 （連絡先）

航空法（昭和27年法律第231号）第132条ただし書の規定による許可、下記の項目について調整をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 飛行の目的 | [ ] 業務 | [ ] 空撮　　[ ] 報道取材　　[ ] 警備　 　[ ] 農林水産業[ ] 測量　　[ ] 環境調査　　[ ] 設備メンテナンス[ ] インフラ点検・保守　　[ ] 資材管理　　[ ] 輸送・宅配[ ] 自然観測　　[ ] 事故・災害対応等 |
| [ ] 趣味 |
| [ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 飛行の日時 |  |
| 飛行の経路（飛行の場所） |  |
| 飛行の高度 | 地表等からの高度 | 　　　　　　ｍ | 海抜高度 | 　　　　　ｍ |
| 申請事項及び理由 | 飛行禁止空域の飛行（第132条関係） | [ ] 進入表面、転移表面又は水平表面の上空の空域（共通）[ ] 円錐表面、延長進入表面又は外側水平表面の上空の空域（釧路、函館）[ ] 新千歳空港の敷地の上空の空域[ ] 新千歳空港の進入表面又は転移表面の下の空域 |
| 【飛行禁止空域を飛行させる理由】 |
| 飛行の方法（第132条の２関係） | [ ] 夜間飛行　　　[ ] 目視外飛行[ ] 人又は物件から30ｍ以上の距離が確保できない飛行[ ] 催し場所上空の飛行　　　[ ] 危険物の輸送　　　[ ] 物件投下 |
| 【第132条の２第５号から第10号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】 |
| 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項 | [ ] 別添資料のとおり。 |
| 飛行経路に該当する制限表面及び制限高 | [ ] 別添資料のとおり。 |
| 備　　　考 | 【緊急連絡先】　担当者　： 　　　　　　　　　　　　　　　 　電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　別添資料〇

**飛行の経路**

（詳細図）

　別添資料〇

**無人航空機の製造者、名称、重量等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 無人航空機 | 製造者名 |  |
| 名称 |  |
| 重量（最大離陸重量） |  |
| 製造番号等 |  |
| 仕様が分かる資料（設計図又は写真） |  |
| 所有者 | 氏名又は名称 |  |
| 住所 |  |
| 連絡先 |  |
| 操縦装置 | 製造者名 |  |
| 名称 |  |
| 仕様が分かる資料 |  |

　別添資料〇

**飛行の経路に該当する制限表面及び制限高**

記載例

2020年　　11月　　11日

無人航空機の飛行に関する調整依頼書

北海道エアポート株式会社

旭川空港事業所長　　殿

　　　　　氏名又は名称　○○株式会社　旭川支店

及び住所　旭川市１条１丁目

並びに法人の場合は代表者の氏名　北海　太郎

　　　　　　　　　　　　 （連絡先）　　　　　　　090-0000-0000

航空法（昭和27年法律第231号）第132条ただし書の規定による許可、下記の項目について調整をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 飛行の目的 | [x] 業務 | [x] 空撮　　[ ] 報道取材　　[ ] 警備　 　[ ] 農林水産業[ ] 測量　　[ ] 環境調査　　[ ] 設備メンテナンス[ ] インフラ点検・保守　　[ ] 資材管理　　[ ] 輸送・宅配[ ] 自然観測　　[ ] 事故・災害対応等 |
| [ ] 趣味 |
| [ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 飛行の日時 | 令和２年１１月２０日～令和３年１月２０日 |
| 飛行の経路（飛行の場所） | 飛行経路については別添資料のとおり(北海道上川郡東神楽町２線１３号) |
| 飛行の高度 | 地表等からの高度 | 　　　　　　ｍ | 海抜高度 | 　　　　　ｍ |
| 申請事項及び理由 | 飛行禁止空域の飛行（第132条関係） | [x] 進入表面、転移表面又は水平表面の上空の空域（共通）[ ] 円錐表面、延長進入表面又は外側水平表面の上空の空域（釧路、函館）[ ] 新千歳空港の敷地の上空の空域[ ] 新千歳空港の進入表面又は転移表面の下の空域 |
| 【飛行禁止空域を飛行させる理由】 |
| 飛行の方法（第132条の２関係） | [x] 夜間飛行　　　[ ] 目視外飛行[ ] 人又は物件から30ｍ以上の距離が確保できない飛行[ ] 催し場所上空の飛行　　　[ ] 危険物の輸送　　　[ ] 物件投下 |
| 【第132条の２第５号から第10号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】 |
| 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項 | [ ] 別添資料のとおり。 |
| 飛行経路に該当する制限表面及び制限高 | [ ] 別添資料のとおり。 |
| 備　　　考 | 【緊急連絡先】　担当者　：北海　花子　電話番号：090-0000-0000 |